

グリーン住宅ポイント よくあるご質問

追加工事交換

最終更新日 2021/4/2

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	追加工事交換	追加工事交換申請タイプ	どの申請タイプでもポイントの追加工事交換を利用することはできますか	原則として、どの申請タイプであっても、一定の要件に適合する追加工事を行う場合は対象になります。 ただし、既存住宅の購入で申請する場合、売主が宅地建物取引業者ではない場合は利用できません。 また、賃貸住宅の新築について、発行されたポイントは追加工事にのみ利用可能です。 なお、完了前ポイント発行申請を行った場合は、完了報告を2022年1月15日までに発行する必要がありますのでご注意ください。	2021/03/02
2	追加工事交換	追加工事交換商品交換	商品交換と追加工事交換を両方利用することはできますか (片方だけ利用することはできますか)	商品交換、追加工事交換、どちらも利用できる申請の場合、一つの申請の中で商品交換、追加工事交換のいずれかまたは両方を利用することが可能です。 本制度では、発行ポイントの全てを上限として、1,000ポイント単位で追加工事に充当することができます。 追加工事交換に充当しない発行ポイントは、交換期限までに商品交換を行ってください。	2021/04/02
3	追加工事交換	完了後申請	完了後申請の場合、追加工事は、ポイント発行後に行ってもいいですか	工事完了後のポイント発行申請を行う場合は、追加工事を含めた全ての工事を完了、引渡し後に、ポイント発行申請を行う必要があります。	2021/03/02
4	追加工事交換	完了前申請	完了前申請の場合、追加工事費用は、いつ振込まれますか	追加工事交換で申請されたポイント相当の振込は、工事完了後に行います。完了報告の審査完了後に振込みを行います。 完了前ポイント発行申請を行った場合は、完了報告を2022年1月15日までに発行する必要がありますのでご注意ください。	2021/03/02
5	追加工事交換	完了前申請	完了前申請の場合、完了報告は、追加工事の報告のみを提出すればいいですか (全体の建築やリフォーム工事は未完)	完了前ポイント発行申請で、追加工事交換を利用とした場合、追加工事、対象工事を含むすべての工事を完了、引渡し後、完了報告を2022年1月15日までに発行する必要があります。	2021/03/02
6	追加工事交換	完了前申請	完了前ポイント発行申請時に追加工事を申請したが、追加工事をとりやめたので商品交換に切り替えることはできますか	追加工事交換申請書の提出により、事務局は、申請者が本制度の申請の代行とポイント（一部を含む）の受取について、事業者に委任を行ったとみなします。 当該委任の解除には、『追加工事交換における委任解除合意書』を作成して、事務局へ提出することで追加工事交換から商品交換に変更することができます。 なお、賃貸住宅の申請は、追加工事を行わない場合、申請が無効になります。	2021/03/02
7	追加工事交換	工事施工者	追加工事交換を利用する事業者は、事前に登録が必要ですか	追加工事交換を利用する事業者の、事前登録はありません。 初回到追加工事交換を利用するポイント発行申請時に、追加工事交換用口座登録申込書と、振込口座の情報が確認できる通帳等のコピー等の提出を提出してください。	2021/03/16
8	追加工事交換	工事施工者	複数の事業者と、複数の契約を締結してポイント発行対象となるリフォームや、新築住宅の建築を行った場合、追加工事交換を利用できますか	ポイント発行対象となる複数の契約について、それぞれの契約ごとにポイント発行申請を行う場合、追加工事交換を利用できますが、まとめて一つのポイント発行申請を行う場合、追加工事交換は利用できません。	2021/03/02
9	追加工事交換	工事施工者	一つの事業者と、複数の契約を締結してポイント発行対象となるリフォームを行った場合、追加工事交換を利用できますか	ポイント発行対象となる複数の契約について、それぞれの契約ごとにポイント発行申請を行う場合、追加工事交換を利用できますが、まとめて一つのポイント発行申請を行う場合、追加工事交換は利用できません。	2021/03/02
10	追加工事交換	工事の種類	「具体的な工事例」に記載が無い工事に、追加工事交換を利用することはできますか	工事例に該当しない工事であっても、工事目的のために行う工事は幅広く対象とすることができますが、インテリア用品や家電等の容易に持ち出せる物品の購入・搬入は工事に該当しませんので、ご注意ください。	2021/03/02
11	追加工事交換	工事の種類	具体的な工事例にある「安全ガラス」とは、具体的にはどのようなガラス工事が対象となりますか	防災安全合わせガラスの設置、強化ガラスの設置、飛散防止フィルム貼りガラスの設置、網入りガラスの設置など、防災対策として、窓ガラスの飛散防止のために行われるガラス工事が対象となります。それぞれのガラス工事の内容は、板硝子協会のHPが参考になります。 http://www.itakyo.or.jp/disaster-safety-glass/about.html	2021/03/02

追加工事交換

最終更新日 2021/4/2

No	分類	分類	質問	回答	更新日
12	追加工事交換	工事の種類	ポイント発行申請を行う工事を、追加工事としても申請することはできますか（本体工事をグレードアップして追加工事交換を利用できますか）	発行されるポイントを、ポイント発行申請する新築工事やリフォーム工事そのものに充てることはできません。	2021/03/02
13	追加工事交換	工事の種類	追加工事交換の対象となるグレードアップ工事には、どのような工事が該当しますか	住宅の新築にあたり、一般的な玄関ドア・キッチン、タッチレス玄関ドア・家事負担軽減に資するキッチンにするなど、「新たな日常に資する追加工事」「防災に資する追加工事」の工事目的に合致するグレードアップを行う場合、そのかかり増し費用のみが追加工事交換の対象となります。 ただし、ポイント発行の評価対象となっている部分のグレードアップ工事に、ポイントを充当することはできません。 <充当できない事例> 新築の場合、省エネ性能の評価に関わる窓、断熱、設備等に対するグレードアップ工事 リフォームの場合、ポイント発行対象となる開口部、断熱改修、設備等に対するグレードアップ工事	2021/04/02
14	追加工事交換	工事の種類	追加工事と本体工事は工期を別にする必要がありますか（本体工事の途中で追加工事を行ってもよいか）	追加工事の工期は、本体工事との前後を問いません。 ただし、ポイント発行申請時に、追加工事交換申請を行う必要があります。 また、完了前申請を行った場合、完了報告は、追加工事と本体工事のすべてを完了して報告を行う必要があります。	2021/03/02
15	追加工事交換	工事の種類	すでに工事が完了し、全額支払い済みの契約の一部を追加工事としてもよいか	本体工事に追加して行われたい工事は追加工事にあたりません。 また、追加工事交換は、ポイントを申請者の工事代金（債権）に充当することを目的としています。 予め全額を清算した工事を追加工事交換の対象とすることはできません。	2021/03/02
16	追加工事交換	請負契約書見積明細	追加工事の工事請負契約は、新築工事やリフォーム工事と別に締結する必要がありますか	ポイント発行対象工事と追加工事の、契約書は同一でも別でも構いません。ポイント発行対象の新築工事やリフォーム工事等の契約に追加工事が含まれていても構いませんが、見積もり明細等で追加工事の部分が、確認できるようにしてください。	2021/03/02
17	追加工事交換	請負契約書見積明細	グレードアップ工事の場合、契約書（見積書等）にどのように記載が有ればよいですか	見積もり明細等でグレードアップに該当する部分と、かかる費用（差額）が、確認できるようにしてください。	2021/03/02
18	追加工事交換	課税対象	事業者へ振込まれた追加工事交換のポイントは課税対象になりますか	追加工事交換を利用して、入金された金額は工事代金の一部であるため売上に相当します。 会計処理については各社の規定をご確認ください。	2021/03/02